

## 1 計画策定の趣旨

県では、これまで、栃木県肝炎対策推進計画（2期計画）に基づき、県内における肝炎対策を総合的かつ計画的に推進してきたが、令和4年3月に国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、また、本計画の計画期間が令和4年度に満了することから、改正指針及び計画の進捗状況を踏まえ、3期計画を策定し、肝炎対策の更なる充実を図る。

## 2 計画の位置付けと計画期間

- ・ 肝炎対策基本法の趣旨に基づき、国の指針を踏まえ策定、県の各種計画と調和
- ・ 計画期間は令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年計画

## 3 素案の概要

別紙のとおり

## 4 スケジュール

令和4(2022)年5月	協議会委員への意見照会（計画全般）
令和4(2022)年7月	協議会委員、健康福祉センター、市町、関係課への意見照会（骨子）
令和4(2022)年9月9日	令和4年度第1回肝炎対策協議会開催（素案提示・検討）
令和4(2022)年10月	協議会委員、健康福祉センター、市町、関係課への意見照会（素案）
令和4(2022)年12月	パブリックコメント実施
令和5(2023)年2月	令和4年度第2回肝炎対策協議会開催（最終検討・承認）
令和5(2023)年3月	栃木県肝炎対策推進計画（3期計画）策定

# 栃木県肝炎対策推進計画（3期計画）素案の概要

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 〈計画策定の趣旨〉

本県では、平成30年3月に策定した「栃木県肝炎対策推進計画（2期計画）」に基づき、肝炎対策を総合的かつ計画的に推進してきた。

国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」が令和4年3月に改正され、また、同計画の計画期間が令和4年度をもって満了することから、国の指針を踏まえるとともに、これまでの対策の成果や課題等の検証を行い、更なる肝炎対策の充実を図るために3期計画として策定するものである。

### 〈計画の位置付けと計画期間〉

肝炎対策基本法の趣旨に基づき、国の指針を踏まえ策定し、県の各種計画と調和をとる。

計画期間は令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年計画とする。

## 第2章 栃木県の現状と課題

- 1 肝炎と肝がん
  - ・本県のウイルス肝炎、肝硬変、肝がんによる死亡者数
  - ・肝疾患死亡率、肝がん75歳未満年齢調整死亡率
- 2 肝炎ウイルス検査
  - ・市町、保健所、委託医療機関、妊婦健康診査の検査実績
- 3 予防接種
  - ・B型肝炎定期予防接種の接種率
- 4 肝疾患コーディネーターの養成
  - ・認定者数
  - ・肝疾患専門医療機関及び行政機関の配置状況
- 5 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ等事業
  - ・肝炎ウイルス陽性者フォローアップ等事業実施状況
  - ・初回精密検査及び定期検査費用助成申請状況
  - ・市町における肝炎ウイルス陽性者に対する取組状況
- 6 肝炎医療費助成制度
  - ・受給者証交付状況
- 7 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
  - ・参加者証交付状況
- 8 肝疾患診療体制
  - ・肝疾患診療連携拠点病院
  - ・肝疾患専門医療機関
  - ・肝炎患者支援手帳の作成

## 9 本県における課題

- 肝がんの75歳未満年齢調整死亡率及び肝硬変死亡率が、全国平均を上回る状況となっている。
- 肝炎に関する正しい知識の普及啓発について、幅広い世代に対応し、各世代に応じて分かりやすいものとなるよう実施する必要がある。
- 肝炎ウイルス検査の受検者数が新型コロナウイルス感染症の影響等で減少傾向にあり、県内においても肝炎ウイルス検査の未受検者が多数存在すると推測される。
- 全市町において肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業が実施されているものの、検診事業において、医療機関未受診者への適切な受診勧奨が行われていない市町がある。
- 肝炎ウイルスの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材が連携しやすい環境の整備が十分ではない。

## 第3章 計画の目標

### 〈基本目標〉

ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療により重症化予防を図り、肝硬変、肝がんへの移行者を減らす

### 〈目標指標〉

- 肝がんによる75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）全国平均以下
- 肝硬変による死亡率（人口10万対）全国平均以下
- 肝炎ウイルス検査受検率の向上（国保加入者40歳検診受検率）
- 検診事業における陽性者受診勧奨について全市町での実施
- 全ての県内肝疾患専門医療機関、健康福祉センター、市町への肝疾患コーディネーターの配置

## 第4章 取り組むべき施策

### 1 肝炎に関する正しい知識の普及啓発

- (1) 県民への普及啓発
- (2) 肝炎デー・肝臓週間に連携した啓発の実施
- (3) 職域への啓発
- (4) 若年層への予防啓発
- (5) 高齢者への啓発
- (6) 母子保健指導を通じた啓発
- (7) 受検促進のための普及啓発

### 2 肝炎ウイルス検査の受検勧奨と陽性者フォローアップの推進

- (1) 肝炎ウイルス検査の周知
- (2) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨
  - ア 市町における受検勧奨
  - イ 職域における受検勧奨
  - ウ 医療機関における受検勧奨
  - エ 若年層への受検勧奨
  - オ 高齢者への受検勧奨
  - カ 妊産婦への受検勧奨
- (3) 肝炎ウイルス検査体制の整備
- (4) 肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップの推進

### 3 適切な肝炎治療の推進

- (1) 肝疾患診療連携ネットワークの構築
- (2) 拠点病院事業の充実
- (3) 肝炎医療費助成
- (4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
- (5) 肝炎患者支援手帳の活用
- (6) 肝炎治療等への支援

### 4 肝炎患者等に対する相談支援

- (1) 保健所等における相談
- (2) 肝疾患相談室の活用
- (3) 肝炎患者等の相談会や交流会への支援
- (4) 職域における肝炎キャリア、患者等に対する配慮の徹底
- (5) 人権に関する相談窓口の情報提供

### 5 人材育成

- (1) 肝疾患コーディネーターの養成及び活動支援
- (2) かかりつけ医等への研修

## 第5章 計画の推進体制

計画推進におけるそれぞれの責務、栃木県肝炎対策協議会における進行管理